

労務ROAD

- 就業規則の効力は“周知”により発生します
- 賞与支払届の提出はお済みですか？
- 所員紹介 ~百々路 美沙子~

河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪府中央区淡路町 2-4-3 ISOビル 7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

就業規則の効力は“周知”により発生します

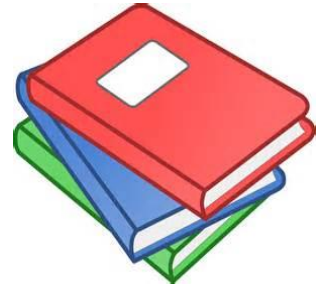
常時 10 人以上の労働者を使用している事業場は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません。これだけでは就業規則の効力は発生しません。就業規則の効力は、労働者に周知させることで発生すると考えられているからです。例えば、問題を起こした労働者を懲戒解雇する場合には、あらかじめ就業規則に懲戒の種類と事由を定めておかなければなりません。定めてあったとしても周知されていない就業規則では有効な懲戒解雇はできないと考えられているのです。

また、労働契約法第 7 条にも「合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする」という記載があります。

それでは、この“周知”にはどのように行えばよいのでしょうか。その方法は、次のいずれかでよいとされており、一人ひとりに配布することまで義務付けられているわけではありません。

- ①常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
- ②書面で交付する
- ③パソコンなどで労働者が常時確認できる環境を整える

労働者が“知ろうと思えばいつでも知ることができる状態”になっていれば、“周知させている”ということになります。なお、就業規則のほか、労使協定なども締結した場合には周知が義務付けられています。(右表参照)



周知しなければならない事項(抜粋)

労使協定	賃金の一部控除に関する協定
	変形労働時間制に関する協定 (1 カ月単位、1 年単位、1 週間単位)
	フレックスタイム制に関する協定
	一斉休憩の適用除外に関する協定
	時間外労働・休日労働に関する協定
	事業場外労働のみなし労働時間に関する協定
	専門業務型裁量労働に関する協定
労働者の貯蓄金管理規程	
企画業務型裁量労働制に係る労使委員会の決議内容	

【労政時報HPより】

賞与支払届の提出はお済みですか？

6 月、7 月は多くの会社で賞与が支給されます。年 3 回以下の賞与については、支払いの都度、社会保険料(健康保険・厚生年金保険)を納めますので、年金事務所または健康保険組合に「賞与支払届」を提出する必要があります。賞与を支給された事業主様は届け出漏れがないか確認してみてください。

所員紹介 ~百々路 美沙子~

初めまして。2 月に入所しました、『百々路 美沙子(ももじ みさこ)』と申します。前職は銀行員で、現在は労務コンサルタントのサポート業務に従事しております。

趣味は各地の温泉巡りで、特にお勧めは湯布院です。温泉が素晴らしいのはもちろんですが、街には美術館や金鱗湖があり、身も心も癒されること間違いなしです。

また最近、家で文鳥を飼い始めたので、バードウォッチングにも興味があります。(お詳しい方、教えていただけますと幸いです！)

手続き等で皆様のお力になれるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。

